

平成29年度創業支援事業者補助金

1. 補助対象事業

産業競争力強化法の法律認定を受けた認定連携創業支援事業計画に基づき、市区町村以外が行う創業支援事業のうち、「特定創業支援事業」と「特定創業支援事業と併せて行うことで効果的な事業」。

2. 補助対象者

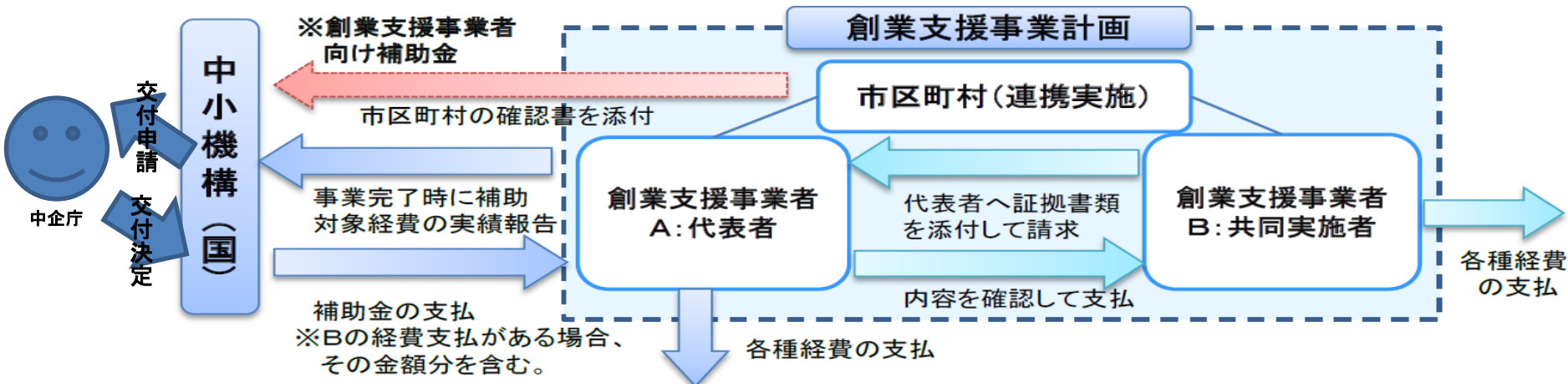
認定連携創業支援事業計画に位置づけられ、特定創業支援事業を含む創業支援事業を実施する認定連携創業支援事業者（以下、「創業支援事業者」という）の法人（組合を含む）

3. 補助対象経費等

補助率	補助対象経費の3分の2以内		
補助事業期間	平成29年6月下旬以降～平成29年12月31日まで		
申請の区分	一般事業	広域連携事業	地域需要創造事業
補助金額	1,000万円以内（下限額100万円）		100万円以内（下限額50万円）
補助対象経費	人件費、専門家謝金、旅費、設備費、会場・不動産賃借料、広報費、委託費など ※補助対象外の経費 不動産取得費、内装工事費、電話代等の通信費、光熱水費など		人件費、専門家謝金、旅費、会場賃借料、広報費、委託費など ※補助対象外の経費 設備費、不動産賃借料、不動産取得費、内装工事費、電話代等の通信費、光熱水費など

4. 申請手続

- ・創業支援事業者の中で代表者を決め、代表者が必要経費を取りまとめて、市区町村の確認書を添付し申請。
- ・各種経費の支払は、代表者(A)が共同実施者分も含め、行うものとします。（下図参照）。



5. 詳細情報掲載WEBサイト: <http://www.smrj.go.jp/keiei/sogyoshiensha/index.html> (中小機構HP)

※詳細は、上記WEBサイトに掲載の公募要項にてご確認ください。